



## ○公 告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、長野県土地利用基本計画を次のとおり変更した。

なお、変更に係る土地利用基本計画図は、長野県企画局企画課並びに関係の地方事務所、市役所及び町村役場において一般の閲覧に供する。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

## 土地利用基本計画図地域区分別面積

区 分	変 更 前		変 更 後	
	面 積 (ha)	県土面積に対 する割合(%)	面 積 (ha)	県土面積に対 する割合(%)
都 市 地 域	338,519	24.9	340,487	25.1
農 業 地 域	495,873	36.5	495,691	36.5
森 林 地 域	1,067,901	78.6	1,067,876	78.6

企 画 課

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 入札に付する事項

## (1) 借入れをする物品等及び数量

予算編成システムサーバ等 一式

## (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書による。

## (3) 借入期間

平成14年5月1日から平成15年3月31日まで

## (4) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

## (5) 入札方法

借入物品の1月当たりの賃借料について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 平成14年度及び平成15年度の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス・メンテナンス（保守管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部財政課

電話 026 (235) 7039

## 4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 平成14年4月9日 午後2時

イ 場 所 長野県庁西庁舎システム検討室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書による。

財 政 課

○公 告

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第2条第7項に規定する、知事の指定する電子計算機として、独立行政法人製品評価技術基盤機構に設置される長野県知事の使用に係る電子計算機を指定した。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

公 害 課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

茅野ショッピングセンター

茅野市大字米沢168ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオン㈱

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

## 3 変更しようとする事項

## (1) 荷さばき施設の位置

届出書に添付された図面のとおり

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
イオン㈱ (有)フレール	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時	24時間営業
㈱三城	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時	24時間営業

## (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前8時から午後11時15分まで	午前6時から午後11時15分まで (一部については24時間利用)

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前6時から午後10時まで	午前6時から午後10時まで (一部については午後10時から午前8時まで)

- 4 変更する年月日  
3の(1)については、平成14年11月5日  
その他の事項については、平成14年3月15日
- 5 届出年月日  
平成14年3月5日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間  
平成14年3月28日から平成14年7月29日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)  
様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

池田ショッピングセンター

北安曇郡池田町大字会染6442-9ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオン㈱

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(変更前)

小売業者名	住 所
イオン㈱	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
(有)佐野商店	北安曇郡池田町大字池田4365-12
西窪一雄	北安曇郡池田町大字池田4154
松田武久	北安曇郡池田町大字池田4338

(変更後)

小売業者名	住 所
イオン㈱	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
(有)佐野商店	北安曇郡池田町大字池田4365-12

## 4 変更した年月日

平成14年2月21日

## 5 届出年月日

平成14年3月4日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県北安曇地方事務所商工建築課

## 7 縦覧の期間

平成14年3月28日から平成14年7月29日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)  
様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県北安曇地方事務所商工建築課

## 産業振興課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

池田ショッピングセンター

北安曇郡池田町大字会染6442-9 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオン㈱

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

## 3 変更しようとする事項

## (1) 荷さばき施設の位置

届出書に添付された図面のとおり

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
イオン㈱	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時	24時間営業

## (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前8時30分から午前0時30分まで	24時間利用

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前6時から午後8時まで	午前6時から午後8時まで (一部については午後8時から午前6時まで)

- 4 変更する年月日  
3の(1)については、平成14年11月4日  
その他の事項については、平成14年3月8日
- 5 届出年月日  
平成14年3月4日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県北安曇地方事務所商工建築課
- 7 縦覧の期間  
平成14年3月28日から平成14年7月29日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)  
様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業振興課又は長野県北安曇地方事務所商工建築課

産業振興課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫



## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ長野東店

長野市大字石渡23-1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオン㈱

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

## 3 変更しようとする事項

## (1) 荷さばき施設の位置

届出書に添付された図面のとおり

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
イオン㈱	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時	24時間営業

## (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から午後11時15分まで	午前6時から午後11時15分まで (一部については24時間利用)

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前5時から午後9時まで	午前5時から午後9時まで (一部については午後9時から午前8時まで)

## 4 変更する年月日

3の(1)については、平成14年11月4日

その他の事項については、平成14年3月15日

## 5 届出年月日

平成14年3月4日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

## 7 縦覧の期間

平成14年3月28日から平成14年7月29日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）  
様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ新中野ショッピングセンター

中野市大字一本木252-1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオン(株)

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

## 3 変更しようとする事項

## (1) 駐輪場の位置

届出書に添付された図面のとおり

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
イオン(株)	開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時	開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後11時

## (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前7時30分から午後10時30分まで	午前7時30分から午後10時30分まで 〔一部については午前7時30分から〕 午後11時30分まで

## 4 変更する年月日

3の(1)については、平成14年11月12日

その他の事項については、平成14年4月3日

## 5 届出年月日

平成14年3月11日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県北信地方事務所商工課

## 7 縦覧の期間

平成14年3月28日から平成14年7月29日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)  
様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県北信地方事務所商工課

産業振興課

## ○公 告

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更した。  
変更区域に係る図面は、関係の町役場において縦覧に供する。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

農業振興地域名	変更区域	変更面積	
		増	減
丸子	丸子町大字塩川の区域の一部	ha —	ha 12
東部	東部町大字本海野の区域の一部	6	—

農 政 課

## ○公 告

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条第1項の規定により、平成14年3月19日長野県卸売市場整備計画を定めたので、その概要を次のとおり公表する。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

### 第1 目標年度

平成13年度を初年度とし、平成22年度を目標年度とする。ただし、平成18年度以降の計画については、5年後に見直すものとする。

### 第2 卸売市場配置の方針

#### 1 流通圏の設定

流通圏は、人口の集中状況、道路交通網の整備に伴う物流の広域化、買受人への販売状況などを勘案し、一体的に把握することが適当と認められる区域とし、2流通圏とする。

(単位：人)

流通圏	区 域	流 通 圏 人 口	
		平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)
東北信	長野市、上田市、須坂市、小諸市、 中野市、飯山市、更埴市、佐久市、 南佐久郡、北佐久郡、小県郡、更級 郡、埴科郡、上高井郡、下高井郡、 上水内郡及び下水内郡	1,142,511	1,164,600
中南信	松本市、岡谷市、飯田市、諏訪市、 伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、 塩尻市、諏訪郡、上伊那郡、下伊那 郡、木曾郡、東筑摩郡、南安曇郡及 び北安曇郡	1,162,510	1,185,100
合	計	2,305,021	2,349,700

(単位：t、千本、千鉢、%)

## 2 需要量の現状と見通し

区	分	県			計	平成10年度		平成22年度	
		平成10年度	平成22年度	22/10		東北信	中南信	東北信	中南信
青果物	野菜	212,160	240,200	113.2	106,139	106,021	120,400	119,800	
	果実	100,723	107,500	106.7	50,270	50,453	53,700	53,800	
水産物		111,443	114,700	102.9	55,526	55,917	57,200	57,500	
食	肉	51,630	49,700	96.3	25,706	25,924	24,800	24,900	
花き	切花	113,866	152,300	133.8	56,554	57,312	75,600	76,700	
	鉢物	16,019	29,100	181.7	7,998	8,021	14,400	14,700	

(単位：t、千本、千鉢、%)

## 3 市場流通量の現状と見通し

区	分	県			計	平成10年度		平成22年度	
		平成10年度	平成22年度	22/10		東北信	中南信	東北信	中南信
青果物	野菜	398,788	430,500	108.0	256,283	142,505	274,800	155,700	
	果実	182,461	186,700	102.3	123,522	58,939	124,000	62,700	
水産物		137,339	139,100	101.3	70,845	66,494	70,900	68,200	
食	肉	4,776	5,300	111.0	3,849	927	4,300	1,000	
花き	切花	108,478	143,900	132.7	79,727	28,751	102,800	41,100	
	鉢物	5,529	7,300	132.0	4,879	650	6,200	1,100	

4 卸売市場の配置計画

卸売市場の配置については、従来より生鮮食料品等の安定的・効率的な流通を確保する観点から整備推進が図られてきたが、今後は流通圏の消費人口消費・生産の動向、市場取扱量の見通し等を勘案し、2流通圏における個々の市場の機能区分(広域拠点市場、地域拠点市場)に応じて、それぞれの市場の機能・役割が十分発揮されるよう行うものとする。

流通圏(No.)	配置位置	当該流通圏既存市場		整備計画	区分	取扱品目	針		卸売市場整備地区指定	備考	
		市町村名	市場名				開設形態	整備予定年度			前期
青果物 水産物 食肉 花き	佐久市		(1) 佐久連合地方卸売市場	民設	(1)~(5)は地域拠点市場として存置整備する。	民設	青果物・食肉 水産物・食肉 水産物 青果物 花き	13		上田市殿城 3.4ha	
			(2) 佐久丸一地方卸売市場								民設
			(3) 丸水長野水産物卸売市場								民設
			(4) 佐久丸一地方卸売市場								民設
			(5) 地方卸売市場長野中央園芸市場佐久営業所								民設
	上田市		(6) 上田連合地方卸売市場	民設	(6)は広域拠点市場として、(10)は地域拠点市場として移転整備・団地化を図る。 (7)・(8)・(9)は将来拠点市場への統合を図るよう努める。	民設 (中核)	青果物	16			
			(7) 丸水長野水産物卸売市場								民設
			(8) 山一上田地方卸売市場								民設
			(9) 上田丸一地方卸売市場								民設
			(10) 東信中央園芸地方卸売市場								民設
	長野市 及び戸倉町		(11) 長野地方卸売市場	民設	(11)は広域拠点市場として存置整備する。また、将来花き部を設置する。 (12)~(18)は将来広域拠点市場への統合を図るよう努める。	民設 (中核)	青果物・水産物・花き	16			
			(12) 篠ノ井丸果青果地方卸売市場								民設
			(13) 丸南青果地方卸売市場								民設
			(14) 長野中央園芸地方卸売市場(任意市場)								民設
			(15) 横田青果市場(任意市場)								民設
			(16) 丸塩青果生産組合市場(任意市場)								民設
			(17) 横野花卉卸売市場(任意市場)								民設
戸倉町		(18) 戸倉地方卸売市場	民設								
須坂市		(19) 東青果地方卸売市場	民設	(19)・(20)は将来統合整備を図るよう努める。	民設	青果物	14				
		(20) マルジルン地方卸売市場								民設	

東北信(No.1)

⑤

		中野市 及び飯 山市	中野市	(1) 中野長印地方卸売市場 (2) 長印飯山中央地方卸売市場 (3) 飯山丸水魚市場(兼)	民設 民設 民設	(1)~(3)は将来統合整備を 図るよう努める。	民設	青果物・水産 物				
中 南 信 (No.2)	諏訪市 及び岡 谷市	諏訪市	諏訪市	(1) 諏訪市公設地方卸売市場	民設	(1)は地域拠点市場として存 置整備する。また、将来花 き部を設置する。 (2)は将来拠点市場への統合 を図るよう努める。	公設	青果物・水産 物・食肉・花 き	16			
	伊那市 及び駒 ヶ根市	伊那市		(2) (株)長野県南信生花市場(任意市場)	民設		民設	青果物・水産 物・食肉	15			
				(3) 丸水長野県水伊那地方卸売市場	民設	(3)~(5)は地域拠点市場と して存置整備する。	民設	青果物・水産 物・食肉				
				(4) 伊那丸一地方卸売市場	民設		民設	青果物				
			駒ヶ根 市	駒ヶ根市	(5) 丸伊伊那地方卸売市場	民設		民設	青果物・水産 物・食肉			
					(6) (株)長野中央園芸市場南信分場 (任意市場)	民設		民設	青果物			
					(7) 駒ヶ根市公設地方卸売市場	公設	(6)・(7)は将来拠点市場へ の統合を図るよう努める。	公設	青果物・水産 物・花き			
					(8) 飯田市地方卸売市場	公設	(8)は地域拠点市場として 存置整備する。	公設	青果物・水産 物・食肉・花 き			
	松本市 及び塩 尻市	松本市	塩尻市	(9) 松本市公設地方卸売市場	公設		(9)は広域拠点市場として 存置整備する。	公設 (中核)	青果物・水産 物・食肉・花 き			
				(10) (株)長印松本合同塩尻支所 (任意市場)	民設		民設	青果物				
	大町市	大町市	大町市	(11) 大町青果地方卸売市場	民設	(10)は広域拠点市場への統 合を図るよう努める。 (11)は地域拠点市場として 存置する。		民設				
計		地方卸売市場 任意市場 計	27 (内公設4) 7 34 (内公設4)					地方卸売市場 計	17 (内公設3) 17 (内公設3)			



注) \* 整備方針の区分欄中の(中核)は、食品流通部門の構造改善を図るための基本方針第2の2(2)の規定による中核的拠点となる地方卸売市場(取扱金額

100億円以上又は卸売場面積が5000㎡以上、かつ、供給人口20万人以上規模)を示す。

\* 整備方針の整備予定年度欄中の数字は、整備に着手する予定年度を示す。

\* 備考欄の㊦は、画期的・革新的な施設、システム、技術の導入等を行い、卸売市場の機能高度化を図ることを示す。

**第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標**

- 1 周辺土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されるとともに、各施設の適切な配置に配慮するものとする。
- 2 商品の多様化、取引方法の変化、情報化の進展、物流技術の進歩、食品の安全性及び環境に対する社会的関心の増大等に対応して必要となる施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用、維持管理の適正化に配慮するものとする。
- 3 生鮮食料品等の品質・安全性に対する消費者の関心に応えるため、衛生管理施設や低温卸売場、温度帯別冷蔵庫等の保冷施設の整備、小売形態の変化に対応した保管・加工処理・配送施設の整備に努めるものとする。
- 4 市場内におけるLAN（構内情報通信網）の整備等により、情報基盤の確立を図るとともに、IT（情報通信技術）の活用により、市場機能の強化に取組み、流通業務の迅速化等に努めるものとする。

**第4 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項**

- 1 卸売市場をめぐる環境の変化に対応して、取引の透明性の確保、流通経費の軽減、取引の活性化等を図るものとする。
- 2 公正・公開・効率の原則に即し、卸売市場における売買取引は、公正かつ流通効率の高い取引方法により行うとともに、その取引結果の公開を図るものとする。
- 3 複数の取引時間の設定など、取引方法の多様化に努めるものとする。
- 4 卸売市場における売買取引に当たっては、適切な価格形成を図るとともに、原産地表示の徹底等により公正な取引の推進を図るものとする。
- 5 商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス（経営戦略に基づく総合的・効率的な物流の管理システム）の展開、市場労働の省力化等に配慮するものとする。

**第5 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標**

- 1 卸売業者は、業務の健全な運営の確保のため、合併等による統合大型化、業者間の提携関係強化等により、事業規模の適正化及び経営体質の強化を図るとともに、第三者による適時適切な経営評価の実施に努めるものとする。
- 2 卸売業者は、消費・供給の動向に対応した集荷・販売力の強化と商品開発力の向上に努め、仲卸業者等との連携による商品の小分け・包装等、小売業者・消費者に対するサービス度の高い業務展開を図るものとする。
- 3 仲卸業者は、卸売業者等との連携により、小売業者等の仕入れニーズの的確な把握に努め、これに対応する商品の小分け・包装、配送等の販売機能や小売業者への支援機能の強化を図るものとする。

**第6 卸売市場の活性化に関する事項**

- 1 卸売市場は、生産と消費を相性よく結びつけるための流通諸サービスを提供する諸機能の強化を図り、市場の競争力を高めるものとし、また、物流技術・情報技術

の進展等による成果を市場の流通諸サービスの充実と流通経費節減に結びつけ、将来、そのサービスの内容に応じた柔軟な手数料の設定に努めるものとする。

- 2 全国有数の農業県に立地する産地市場としての特色を生かし、多彩な県産農産物の集荷、小分け・包装、配送機能、企画提案機能の強化を図るとともに、出荷規格の簡素化、通いコンテナの利用を促進するものとする。
- 3 大規模な卸売業者を核とした市場間、仲卸・農協系統組織・食品メーカー等との機能的なネットワークの構築を図り、保冷・保管・加工・配送施設等の共同利用施設の整備や既存施設の有効利用など費用対効果の高い流通・販売に努めるものとする。
- 4 地産地消を促進するため、小売店等への効率的な地域内流通システムの構築を図るとともに、量販店の産直コーナー・直売所及び生産集団等における配送、品揃え、過不足の調整、生産・販売情報の提供等のきめ細かな支援活動を行い、地場農産物等の地域内流通の拡大に努めるものとする。
- 5 産地に対しては、売れ筋・値ごろ感等の消費情報を提供するなどの産地へのアドバイザー機能を強化し、小売業者等に対しては、消費者ニーズに応える商品づくり、品揃え、商品特性・料理方法等の販売情報の提供や配送・販売支援など、より具体的な形でリテールサポート（小売支援活動）の取組みを強化し、生産から消費までの最適な商品供給ラインの構築を図るものとする。

また、近年の食習慣の乱れ等の実態を踏まえ、生産者や小売業者等と一体となって消費者に対する食生活指針の普及や食農教育の推進に努めるものとする。

- 6 卸売市場の流通段階で表示が途切れることのないよう配慮するとともに、関連事業者等への働きかけを通じて原産地表示の徹底を図るほか、商品の小分け・包装をはじめ、市場業務全体を通じてなお一層表示の適正化に取組み、消費者の信頼の確保を図るものとする。
- 7 有害物品に関する検査体制の確立、HACCP（危害分析重要管理点）方式の導入など、適正な衛生管理・品質管理を進め、食品の安全性の確保を図るとともに、包装容器や食品残さ等廃棄物の発生抑制やリサイクルに努め、環境問題への取組みの推進に配慮するものとする。

#### 第7 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

- 1 卸売市場に関する情報については、取引結果の公表のほか、インターネット等を活用し、消費者に市場の役割や生鮮食料品等の知識など、市場に関する様々な情報を広く公開・提供するよう努めるものとする。
- 2 卸売市場の役割を広く周知し地域住民との交流を深めるため、市場見学者の受け入れや仲卸・小売商業協同組合等の関係者と連携した市場まつりなど、施設の開かれた利用や消費者へのサービス向上に配慮するものとする。
- 3 防災性に配慮した施設整備を行うとともに、災害発生時において相互応援により

適切に供給がなされるよう努めるものとする。

- 4 取引方法の改善、最新の物流システムの導入、福利厚生施設の充実等により市場の労働条件の改善に努めるものとする。

園芸特産課

### ○公 告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりあった。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生年月日	患畜疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨ－ネ病	牛	平成14年3月14日	疑似患畜	3	南安曇郡三郷村

畜 産 課

### ○公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の事由による下水内郡水内土地改良区の解散を、平成14年3月20日認可した。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

土 地 改 良 課

○公 告

県営大富士池地区土地改良事業計画を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 縦覧に供する書類  
県営大富士池地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成14年3月29日から4月25日まで
- 3 縦覧の場所  
小県郡東部町役場

土地改良課

○公 告

木曾郡大桑村における県営大桑地区大野換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成14年3月13日行った。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

農村整備課

○公 告

木曾郡大桑村における県営大桑地区田光換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成14年3月13日行った。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

農 村 整 備 課

○公 告

北佐久郡御代田町における県営北大井地区第3換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成14年3月17日行った。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

農 村 整 備 課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類及び名称  
飯田都市計画土地地区画整理事業  
川路土地地区画整理事業
- 2 都市計画の案の縦覧場所  
長野県土木部都市計画課及び飯田市役所

都市計画課

### ○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成14年 3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 施行者の名称  
長野県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
松本都市計画道路事業 3・4・11号宮渕新橋上金井線
- 3 事務所の所在地  
長野県松本建設事務所（松本市大字島立1020）
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
平成8年建設省告示第2126号の事業地のうち城東一丁目及び二丁目地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分  
なし

都市計画課

## ○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 施行者の名称

長 野 県

## 2 都市計画事業の種類及び名称

飯島都市計画道路事業 3・4・4号飯島2号線  
3・5・6号飯島4号線

## 3 事務所の所在地

長野県伊那建設事務所（伊那市大字伊那3497）

## 4 事業地の所在

## (1) 収用の部分

平成8年建設省告示第191号の事業地のうち飯島地内において事業地を変更する。

## (2) 使用の部分

なし

都 市 計 画 課

## ○公 告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定により、飯田市橋南第二地区市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫



- 1 氏名 栗崎 裕 男  
2 住所 飯田市銀座3丁目4番地

建築管理課
-------

## ○公 告

県営住宅の入居者を次のとおり募集する。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 募集团地

## (1) 県営住宅の設置場所等

団地名	設置場所	構造	規 格	募集戸数
青木花見	穂高町	中層耐火構造	67.4㎡ 2DKB(8畳、6畳、DK、浴室)	4戸
			77.4㎡ 3DKB(8畳、8畳、6畳、DK、浴室)	12戸
町横尾	坂城町	中層耐火構造	73.9㎡ 3DKB(8畳、6畳、6畳、DK、浴室)	6戸
			77.0㎡ 3DKB(8畳、6畳、6畳、DK、浴室)	6戸

## (2) 家賃月額

次の表の左欄に掲げる入居者の収入(公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「政令」という。)第1条第3号に規定する収入をいう。以下同じ。)の区分に応じてそれぞれ右欄に定める額とする。

入居者の収入	青木花見		町横尾	
	2DKB (67.4㎡)	3DKB (77.4㎡)	3DKB (73.9㎡)	3DKB (77.0㎡)
0～123,000円	23,700円	27,200円	26,200円	27,300円
123,001～153,000	28,700	33,000	31,800	33,200
153,001～178,000	34,000	39,000	37,700	39,200
178,001～200,000	39,200	45,100	43,500	45,300
200,001～238,000	45,300	52,000	50,200	52,300
238,001～268,000	52,000	59,700	57,600	60,100

## (3) 申込受付場所等

団地名	申込受付場所	申込受付期間	入居の時期
青木花見	長野県住宅供給公社 松本事務所	平成14年4月1日(月) から 平成14年4月10日(水) まで	平成14年5月1日(水)
町横尾	長野県住宅供給公社		

## 2 入居の資格

県内に居住し、又は勤務場所を有する者で、次の条件を具備し、かつ、知事が許可したものとする。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) 収入が、入居の申込みをした日において、月額200,000円以下（政令第6条第2項に定める高齢者等が同居する世帯にあっては月額268,000円以下）であること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

## 3 申込方法

## (1) 提出書類

- ア 県営住宅入居申込書（用紙は、申込受付場所及び最寄りの地方事務所において交付する。）
- イ 住民票の写し
- ウ 収入状況を証明する書類
- エ 2の(1)の括弧書きに該当する者には、その事実を証明する書類

## (2) 申込戸数

1 世帯1 戸に限る。

## 4 選考方法の概要及び入居の許可

- (1) 申込者の数が募集戸数を超えないときはその者のうちから、募集戸数を超えるときは公開抽選の方法により選定した者のうちから、それぞれ選考し、入居を許可する。
- (2) (1)により選定する者のほか、補欠入居選考予定者を選定し、これに順位を付することがある。
- (3) (1)により選定された者が選考されないとき又は入居を許可された者が敷金の納入その他所定の手続をしないため入居の許可を取り消されたときは、(2)の順位に従い、補欠入居選考予定者を(1)による選考の対象とする。

## 5 その他

この募集についての問い合わせは、長野県住宅部住宅課又は上記 1 (3)申込受付場所 にすること。

住 宅 課

## ○公 告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の 2 第 1 項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

平成14年 3 月28日

長野県公営企業管理者 飯 澤 清

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社青木設備	小県郡青木村大字当郷116番地 1	平成14年 3 月19日
有限会社第一水処理	埴科郡坂城町大字中之条1592番地	平成14年 3 月19日
橋本電設	埴科郡戸倉町大字羽尾1044番地	平成14年 3 月19日
有限会社山清設備	長野市篠ノ井会847番地	平成14年 3 月19日

水 道 課

## ○公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により一定の複数建築物に対する制限の特例の認定を次のとおり行った。

平成14年3月28日

長野県佐久地方事務所長 井 出 祐 司

## 1 認定年月日

平成14年3月4日

## 2 対象区域

北佐久郡軽井沢町大字長倉字蓬田2366-1、2367-3、2368、2369-2、2370-1、2370-2、2371-1、2374-1、2374-2、2375-1及び2376-1、字宿田2408-3、2409-1、2410-1、2410-2及び2413-1並びに字屋敷裏2415-1、2415-2、2415-5、2416-1及び2416-4

## 3 対象区域内の建築物の位置及び構造

認定計画書のとおり

## 4 認定計画書の縦覧場所

長野県佐久地方事務所

建築管理課

## ○公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、長野市檀田土地区画整理組合ほか35団体について、平成12年度に係る出納その他の事務の監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成14年3月28日

長野県監査委員

池	田	益	男
井	出	公	陽
内	田	雄	治
柳	澤	賢	二

監査年月日	監査対象団体	監査対象事項	監査の結果
平成14年 1月22日	長野市檀田土 地区画整理組 合	組合区画整理事業補助金	軽微な指導事項を除き、適 正であると認められた。
	財団法人長野 県体育協会	社会体育振興事業補助金 ジュニア競技力向上事業負担 金 国際競技力向上事業負担金 長野県民さわやかスポーツ祭 負担金	軽微な指導事項を除き、適 正であると認められた。
	財団法人長野 県緑の基金	長野県緑の基金緑化推進事業 補助金 長野県緑の基金出えん金	適正であると認められた。
	社団法人上田 市医師会	看護婦等養成所運営費補助金	適正であると認められた。
	医療法人友愛 会	精神障害者社会復帰施設運営 事業補助金 精神障害者社会復帰施設整備 事業補助金	適正であると認められた。
	佐久高等職業 訓練校	認定職業訓練助成事業補助金	軽微な指導事項を除き、適 正であると認められた。
平成14年 1月23日	長野商工会議 所	小規模事業経営支援事業費補 助金 小規模事業経営資源強化対策 費補助金	適正であると認められた。
	川中島バス株 式会社	地方バス路線運行維持対策補 助金	適正であると認められた。
	学校法人四徳 学園	長野医療技術専門学校施設・ 設備整備費補助金	適正であると認められた。
	社会福祉法人 長野県社会福 祉事業団	社会福祉事業団運営費等補助 金 社会福祉振興融資事業貸付金 知的障害者援護施設水内荘整 備事業借入金損失補償 長野県母子休養ホーム管理運 営委託料 長野県障害者福祉センター管 理運営委託料	適正であると認められた。

	社団法人長野県地域包括医療協議会	地域保健医療推進事業補助金 長野県地域包括医療協議会補助金 長野県総合健康センター管理運営委託料	軽微な指導事項を除き、適正であると認められた。
	財団法人長野県隣保会館	長野県隣保会館運営費補助金 長野県隣保会館出資金	軽微な指導事項を除き、適正であると認められた。
平成14年 1月29日	財団法人長野県公園公社	都市公園管理委託料 長野県公園公社出えん金	軽微な指導事項を除き、適正であると認められた。
	松本市庄内土地区画整理組合	組合区画整理事業補助金	適正であると認められた。
	学校法人篠ノ井学園	学校法人補助金 私立高等学校授業料等軽減事業補助金	適正であると認められた。
	財団法人長野県テクノ財団	テクノハイランド構想推進事業費補助金 地域人材育成推進事業補助金 浅間テクノポリス開発機構出えん金 長野県テクノハイランド開発機構出えん金	適正であると認められた。
	長野県商工会連合会	小規模事業経営支援事業費補助金 小規模事業経営資源強化対策費補助金	適正であると認められた。
	財団法人長野県文化振興事業団	長野県県民文化会館・ウィーン楽友会館姉妹提携推進事業補助金 文化会館及び創造館管理運営等委託料 信濃美術館管理運営等委託料 県立歴史館管理運営等委託料 長野県文化振興事業団出資金	軽微な指導事項を除き、適正であると認められた。
平成14年 1月30日	財団法人長野県勤労者福祉事業団	長野県勤労者福祉センター管理等事務委託料 長野県諏訪湖勤労総合福祉センター管理等事務委託料 長野県女性総合センター管理運営委託料 長野県勤労者福祉事業団出資金	次の指摘事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 委託料の精算事務に遅いものがあった。

	財団法人長野県教職員互助組合	長野県教職員互助組合事業運営費補助金	適正であると認められた。
	財団法人長野県野菜生産安定基金協会	特定野菜価格安定資金造成事業補助金 野菜生産安定資金造成事業補助金 重要野菜出荷調整資金造成事業補助金 きのこ生産安定資金造成事業補助金 特産花き生産出荷安定資金造成事業補助金	適正であると認められた。
	財団法人長野県健康づくり事業団	生活習慣病予防知識普及啓発事業補助金 マンモグラフィ乳がん検診モデル事業補助金 長野県がん検診・救急センター管理運営委託料	軽微な指導事項を除き、適正であると認められた。
	長野県土地開発公社	長野県土地開発基金貸付金 長野県土地開発公社出資金	適正であると認められた。
	財団法人長野県農業開発公社	農地保有合理化促進事業補助金 つくる転作推進事業補助金 土地改良事業等補助金 担い手確保農地保有合理化促進特別事業資金貸付金の融通に関する損失補償 長野県農業開発公社出資金	軽微な指導事項を除き、適正であると認められた。
平成14年 2月26日	株式会社日本エアシステム	ハイジャック等防止対策事業費補助金	適正であると認められた。
	学校法人東海大学	学校法人補助金 特色ある私立高等学校づくり整備事業補助金 私立高等学校授業料等軽減事業補助金 健康診断予防接種事業補助金	適正であると認められた。

学校法人高松学園	学校法人補助金 特色ある私立高等学校づくり 整備事業補助金 私立高等学校授業料等軽減事業補助金 私立短期大学施設設備充実補助金 健康診断予防接種事業補助金	適正であると認められた。
学校法人五島育英会	学校法人補助金 私立高等学校授業料等軽減事業補助金 健康診断予防接種事業補助金	軽微な指導事項を除き、適正であると認められた。
学校法人松商学園	学校法人補助金 私立高等学校授業料等軽減事業補助金 健康診断予防接種事業補助金	適正であると認められた。
学校法人松本松南高等学校	学校法人補助金 特色ある私立高等学校づくり 整備事業補助金 私立高等学校授業料等軽減事業補助金 健康診断予防接種事業補助金	適正であると認められた。
学校法人塚原学園	学校法人補助金 私立高等学校授業料等軽減事業補助金 健康診断予防接種事業補助金	適正であると認められた。
学校法人松本昭和学園	学校法人補助金 私立高等学校授業料等軽減事業補助金 健康診断予防接種事業補助金	適正であると認められた。
財団法人長野県建設技能振興基金	長野県建設技能振興基金出せん金	適正であると認められた。
職業訓練法人中高職業訓練協会	認定職業訓練助成事業補助金	適正であると認められた。
戸隠村商工会	小規模事業経営支援事業費補助金	適正であると認められた。
長野県高等学校体育連盟	長野県高等学校体育連盟運営費補助金 学校体育振興事業補助金	適正であると認められた。



## 監査結果の概要

## 1 指摘事項

監査の結果、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行が適切でないものとして指摘した事項は、上記に記載したとおりであり、監査対象団体に対し、文書により改善を指示するとともに、県の所管課に対して措置状況の回答を求めた。

## 2 指導事項

監査の結果、指摘には至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行について留意又は改善を要するものとして指導した事項は次のとおりであり、監査対象団体に対し、文書又は口頭により指導し、改善を促した。

## (1) 収入事務

- ・ 使用料等の徴収事務に係る書類の一部が整備されていないもの (1件)
- ・ つり銭の取扱いが適切でないもの (1件)

## (2) 契約事務

- ・ 予定価格が設定されていないもの (3件)
- ・ 予定価格の設定が適切でないもの (1件)
- ・ 契約書の記載内容に誤りがあるもの (1件)
- ・ 随意契約で、見積書徴取者数が適切でないもの (1件)
- ・ 単価契約の締結がされていないもの (1件)

## (3) 支出事務

- ・ 支払額の証拠書類が充分でないもの (1件)
- ・ 図書券を平成11年度以前の予算で購入し、年度を超えて図書を購入しているもの (1件)

## (4) 補助金事務

- ・ 実績報告書の事業費に誤りがあるもの (1件)
- ・ 補助金交付の条件である業務に係る記録が不備なもの (1件)

## (5) 財産管理事務

- ・ 県から管理を受託している財産に係る帳票の整理を要するもの (2件)
- ・ 備品の管理の方法が充分でないもの (1件)
- ・ 正味財産増減計算に係る書類が不備なもの (1件)

監査委員事務局